

1 / 1 頁

入札(見積)番号 767

品 名・納 入 場 所		数 量	単 価	金 額
1 品 名	05049999 （その他の分析化学機器／その他の分析化学機器） その他の分析化学機器	1.00 式		
メーカー	笠原理化工業株式会社			
製品名	MLSS界面計			
規 格 型 番	検出器・ケース付 その他仕様書のとおり SS-10Z			
カタログ 注文番号 納入場所	狩野川西部浄化センター			

担当：東部出納室 杉村
見積締切：令和8年9月29日（火）正午まで
納入期限：令和8年11月30日（月）

見積書

見積番号 767 番

金額＜税抜き＞ ￥

左のとおり見積いたします。
令和8年 月 日
静岡県知事 様

契約希望金額＜税込み＞¥

所在地

消費税相当額 ￥

商号又は名称

代表者職氏名
課税・免税業者（いずれかに○）

※明細書の「単価」「金額」欄及び見積書欄をご記入ください。

※軽減税率対象品目がある場合は、明細書の金額欄に
その旨記載してください。

※貴社でご使用の見積書でも結構です。その場合は、
上記見積書の記載事項をすべて含めて作成してください。

＜押印がある場合は不要＞

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	— —

職名及び所属は記載該当がある場合 氏名はフルネームを記載

仕 様 書

1 品 名 MLSS 界面計

2 仕 様 下記同等品以上であること。

本体	
測定対象	活性汚泥濃度測定、沈殿槽の水深（界面）と汚泥濃度測定
測定方式	MLSS：近赤外パルス透過光測定方式 水深：半導体圧力センサー
測定範囲	MLSS：0～20,000 mg/ℓ程度（最大 30,000 mg/ℓまで表示可能） 水深：0～5 m程度（ケーブル延長で最大 10m表示可能）
分解能	MLSS：10 mg/ℓ程度（0～10,000 mg/ℓの範囲） 100 mg/ℓ程度（10,000～30,000 mg/ℓの範囲） 水深：0.01m程度
計器再現性	MLSS：指示値の±2%以内程度 （5,000 mg/ℓ以下は±150 mg/ℓ以内） 水深：±0.03m程度
検量線	用途別 6 モード選択可能であること
界面測定	15,000 mg/ℓ以上の濃度で ALM、mg/ℓが点滅すること 濃度点滅時の表示水深が汚泥界面であること
校正方法	MLSS：① 1 点校正（ゼロ校正のみ） ② 2 点校正（ゼロ、スパン校正） ③ 3～4 点校正（濃度既知汚泥及び希釈汚泥） 水深：電源投入時自動校正
自己診断	電池電圧、検出器異常、校正異常、スケールオーバー
メモリー件数	最大 30 件以上（データ番号、測定値表示）
本体構造	IP67 相当の防塵、防水構造を有していること
周囲温度/湿度	-5℃～45℃/85%RH 以下
電源	DC4.5V（単 4 アルカリ乾電池『LR03』）×3） 30 分後オートパワーオフ
寸法	70（W）×170（D）×36（H）（mm）程度
重量	290g 程度（電池含む）
本体材質	ABS、PMMA
その他	以下を付属すること 携行ケース、計器本体、検出器、洗浄ブラシ、ストラップ、 検出器の衝撃吸収用緩衝ゴム：2 個

検出器	
圧力センサー	付属していること
ケーブル長	6 m以上（最大 11mまで延長可能であること）
使用温度	0～40℃程度
寸法・重量	φ 40×214 程度、550 g 程度
材質	ABS、SUS304

3 基準品

笠原理化工業株式会社 MLSS 界面計 SS-10Z（水深表示付）

上記の基準品と同等品以上で見積もる場合は、見積書提出前にカタログ等仕様の判る資料を提出し、下記 7 の担当者の了承を得ること。了承のうえは、見積書にメーカー名・型番、「同等品承認済み」と明記すること。

4 数 量 1 式

5 納入場所

施設名：静岡県狩野川西部浄化センター 汚泥棟 2F
（静岡県沼津事務所下水道課狩野川西部浄化センター班）

住所：〒410-0312 沼津市原字女鹿塚 3060-1

電話番号：055-968-2623

6 納入期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）

7 仕様及び納入に関する問合せ先

沼津市原字女鹿塚 3060-1 狩野川西部浄化センター 管理棟 2F

沼津土木事務所下水道課狩野川西部浄化センター班

担当：沓間 電話番号：055-968-2623

8 見積書提出先及び契約に関する問合せ先

沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎本館 3 階

会計総務課東部出納室

担当：杉村 電話番号：055-920-2040

9 その他事項

- (1) 納入日時は事前に上記 7 の担当者と調整し、設定すること。
- (2) 指定箇所に搬入・設置し、使用可能な状態にすること。
- (3) 納入時に発生するごみ等は持ち帰ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、上記 7 担当課と協議の上決定すること。